

平成27年第3回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成27年3月27日(金)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 檜垣昌子	委員 嶋谷珠美	
	委員 森岡謙二	委員 森下淑子	
	委員 加藤和宣	教育長 内田隆	
欠席委員	なし		
事務局職員	事務局次長	教育政策課長(教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	学校地域連携担当課長	教育指導課長	
	教育改革・教育支援担当副参事	生涯学習・スポーツ振興課長	
	スポーツ施策推進担当課長	東京オリンピック・パラリンピック担当課長	
	体育協会事務局長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	15号	東京都北区教育委員会傍聴に関する規則の一部を改正する規則	承認
2	16号	東京都北区教育委員会会議規則の一部を改正する規則	承認
3	17号	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	承認
4	18号	東京都北区教育委員会の権限に属する区民等との間の紛争及びその和解に関する行為を東京都北区教育委員会教育長に委任する規則の一部を改正する規則	承認
5	19号	東京都北区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	承認
6	20号	東京都北区教育委員会事務局専決規則の一部を改正する規則	承認
7	21号	東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	承認
8	22号	東京都北区教育委員会教育長の職務代理者指定に関する規則を廃止する規則	承認
9	23号	東京都北区教育委員会教育長の職務代理者の権限に属する事務の委任に関する規則	承認
10	24号	東京都北区教育未来館処務規則の一部を改正する規則	承認
11	25号	東京都北区教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任についての一部改正	承認

12	26号	東京都北区教育委員会教育長の権限に属する区立学校等における情報セキュリティポリシーの遵守に係る事務の委任についての一部改正	承認
13	27号	東京都北区教育委員会教育長の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の一部委任についての一部改正	承認
14	28号	東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	承認
15	29号	東京都北区教育未来館設置条例施行規則の全部を改正する規則	承認
16	30号	幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
17	31号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
18	32号	幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	承認
19	33号	東京都北区立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	承認
20	34号	「北区教育ビジョン2015」の策定について	承認
21	35号	東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について	承認
22	36号	東京都北区立幼稚園長・副園長の人事について	承認
23	37号	東京都北区立清水小学校と東京都北区立第三岩淵小学校の統合校の校名（案）の決定について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
24	22号	樹木健全度調査の結果（速報）について	了承
25	23号	東京都北区立十条富士見中学校に係る行政財産使用許可について	了承
26	24号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成27年第3回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成27年3月27日(金) 13:30

檜垣委員長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成27年第3回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第15号議案「東京都北区教育委員会傍聴に関する規則の一部を改正する規則」から、日程第13、第27号議案「東京都北区教育委員会教育長の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の一部委任についての一部改正」までを一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第15号議案、教育委員会傍聴に関する規則の一部を改正する規則からご説明をさせていただきます。

2枚おめくりをいただきまして、2ページ、説明欄をごらんください。今回の改正は傍聴受付簿と傍聴券に住所・氏名を記載する傍聴手続を傍聴受付簿のみに住所・氏名を記載するよう改め、また、委員長制度の廃止に伴いまして、教育長が委員会の会議を招集し、議事等を進めることとなるため、規則中の「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。

3ページをごらんください。新旧対照表です。1条による改正では、現行の傍聴券の様式を削除するものです。

次に、6ページごらんいただけますでしょうか。第2条による改正でございます。こちらは地教行法の改正に伴います文言の整理です。それでは、1ページにお戻りをいただきまして、付則でございます。平成27年4月1日からの施行となりますが、第2条関係は新制度の教育長になるまではこれまでどおりとなります。

続きまして、第16号議案から第27号議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う規定の整備となっております。それでは第16号議案、東京都北区教育委員会会議規則の一部を改正する規則をごらんください。2枚おめくりをいただきまして3ページ、新旧対照表をごらんください。改正内容は3点です。1点目は、委員長制度の廃止に伴い、教育長が委員会の会議を招集し、議事等を進めることとなるため、規則中の「委員長」を「教育長」に改め、委員長及び委員長職務代理者にかかる規定を削除いたします。2点目は、第3条第3項です。法律に新たに委員側から教育委員会の会議招集の請求が規定されたため、これあわせまして、臨時会の招集を「委員二人以上」から「委員の定数の3分の1以上」に改めるものです。

3点目は、6ページをごらんください。第22条及び25条ですが、新教育長は、教育委員会の構成員ですが、委員ではないため、「議場にある委員」及び「委員」を「出席者」に改めます。

それでは1ページにお戻りをいただきまして、付則です。本規則は新制度の教育長になるまではこれまでどおりとなります。

それでは続きまして、第17号議案、東京都北区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則についてです。2枚おめくりをいただきまして、3ページ、新旧対照表をごらんください。第1条、第2条第11号、裏面にまいりまして、第2条第14号は、法律の改正に伴う規定整備でございます。第5条は法律の改正により新たに教育長に委任した事務、または教育長が臨時に代理した事務の管理執行状況に関する報告の規定が設けられたため、報告を求められた事務及び重要と認められる事務の管理・執行状況を教育委員会に報告する旨の規定を設けるものです。

6条は5条が追加となった関係で、条ずれを改めるものです。

1ページにお戻りをいただきまして、付則です。本規則は新制度の教育長になるまでは、これまでどおりとなります。なお、以降、第27号議案までの付則につきましては、同様となりますので、省略をさせていただきます。

次に、第18号議案、東京都北区教育委員会の権限に属する区民等との間の紛争及びその和解に関する行為を東京都北区教育委員会教育長に委任する規則の一部を改正する規則についてです。2枚おめくりをいただき、3ページの新旧対照表をごらんください。第1条は法律の改正に伴う規定整備です。第2条は、前規則第5条と同様、事務の管理・執行状況を教育委員会に報告する旨の規定を設けるものです。

それでは続きまして、第19号議案、東京都北区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則についてです。2枚おめくりをいただきまして、3ページの新旧対照表をごらんください。第1条は法律の改正に伴う規定整備です。第2条では、前規則第2条と同様、事務の管理・執行状況を教育委員会に報告する旨の規定を設けるものです。

それでは続きまして、第20号議案にまいります。東京都北区教育委員会事務局専決規則の一部を改正する規則です。2枚おめくりいただき、3ページをごらんください。新旧対照表です。教育長の報告義務を7条から8条に独立をさせて規定いたしました。こちらは以上となります。

それでは、続きまして、第21号議案、東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則です。こちらにも2枚おめくりをいただき、3ページの新旧対照表をごらんください。別表第1、別表第2について、委員長制度の廃止に伴い、「東京都北区教育委員会委員長印」及び「東京都北区教育委員会委員長職務代理者印」を削除するものです。こちらは以上となります。

続きまして、第22号議案、東京都北区教育委員会教育長の職務代理者指定に関する規則を廃止する規則についてです。1枚おめくりをいただきまして、説明欄をごらんください。現状では教育長の職務代理者は次長となりますが、新教育長となった場合は、職務代理者を教育委員の中から指名することになるため、本規則の廃止を行うものでございます。以上です。

それでは続きまして、第23号議案、東京都北区教育委員会教育長の職務代理者の権限に属する事務の委任に関する規則です。1枚おめくりをいただき、説明欄をごらんください。教育長の職務代理者が行う事務の一部を事務局の職員に委任するため、規則案

を提出するものです。以上となります。

続きまして、第24号議案、東京都北区教育未来館処務規則の一部を改正する規則です。2枚おめくりをいただきまして、新旧対照表をごらんください。第3条2項、こちらは法律の改正に伴う規定整備となります。以上です。

続きまして、第25号議案、東京都北区教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任についての一部改正です。2枚おめくりをいただき、新旧対照表をごらんください。こちらでも法律の改正に伴う規定整備となります。以上です。

続きまして、第26号議案、東京都北区教育委員会教育長の権限に属する区立学校等における情報セキュリティポリシーの遵守に係る事務の委任についての一部改正です。2枚おめくりをいただきまして、新旧対照表をごらんください。こちらでも法律の改正に伴う規定整備でございます。

それでは、次に、第27号議案、東京都北区教育委員会教育長の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の一部委任についての一部改正です。2枚おめくりをいただき、新旧対照表をごらんください。こちらでも法律の改正に伴う規定整備となります。

以上、ご説明をさせていただきました。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第14、第28号議案「東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第28号議案、東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。

2枚おめくりをいただきまして、説明欄をごらんください。学校改築施設管理課の係制を廃止する等の所要の改正を行うため、本規則を提出するものです。隣のページ、新旧対照表をごらんください。第1条は、地教行法の改正に伴う規定整備です。第2条

は、事務局の組織で、学校改築施設管理課の現行の管理係、改築事業係及び技術係を廃止し、第13条で廃止した各係の分掌事務をまとめ、課の事務といたします。

また次ページにまいりまして、同13条の中の生涯学習・スポーツ振興課の課務担当主査の分掌事務のうち、4の国民体育大会に関するものを削除いたします。以上でございます。

檜垣委員長 本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長 それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第15、第29号議案「東京都北区教育未来館設置条例施行規則の全部を改正する規則」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 委員長

檜垣委員長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、第29号議案、教育未来館設置条例施行規則の全部を改正する規則についてです。恐れ入ります。初めに最終ページ、6ページをごらんください。

説明欄です。未来館の貸出施設の使用に関する規定を整備するため、この規則案を提出するものでございます。1ページにお戻りをいただきまして、第1条は目的で、設置条例第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるといたします。第2条は、開館時間で、未来館の開館時間は貸出施設を除き、午前9時から午後5時までで、改正前と変更はございません。第3条は休館日で、貸出施設を除く未来館の休館日については2ページにお示しのとおり、改正前と変更はございません。第4条は、未来館体育館のスポーツ利用について規定いたします。スポーツ利用については、地区体育館の利用方法と同様といたします。第5条は、未来館体育館のその他の利用の利用者について規定いたします。

3ページをごらんいただきまして、第1項では、地域でコミュニティ活動を行う目的を原則として、18歳以上のもので在住、在勤、在学をしているものを4人以上含む登録団体といたします。また、第2項は登録できない団体について規定をするものです。第6条は利用の日時として、4ページにお示しのように、その他の利用の利用時間について規定いたします。ただし、教育未来館が使用する平日の午前9時から午後5時まで

と、スポーツ利用として使用する火・木・土の午後6時30分から9時30分及び第1、第3日曜日の午前9時から午後6時までを除きます。

続きまして、第7条です。その他の利用の使用料の減免について規定いたします。区や教育委員会、公共団体が使用する際は免除、地域団体や社会教育団体が公共または社会教育のために使用する場合は、5割減額となります。

5ページにまいりまして、第8条は、使用者の義務について規定をいたしました。第9条では、貸出施設の使用に関する分掌事務について規定をしています。スポーツ利用は生涯学習・スポーツ振興課が、その他の利用については学校地域連携担当課長が行うこととなります。

それでは6ページをごらんください。付則です。この規則は平成27年4月1日から施行となります。

以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第16、第30号議案「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第17、第31号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び、日程第18、第32号議案「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

委員長

檜垣委員長

教育指導課長

教育指導課長

それでは第30号議案から第32号議案まで、一括してご説明申し上げます。

初めに、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、2ページ、3ページをごらんください。幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則について、所要の改正を行うため提出するものでございます。

3ページをごらんください。新旧対照表でございます。平成27年4月1日から新たに災害への対処等で週休日等以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合は、

管理職員特別勤務手当を支給することとなります。この条例改正に伴い、本規則の第2条第1項及び第2項の条例引用に変更が生じたため、規定の変更を行うものでございます。また、新たに第3条第1項として、午前0時から午前5時までの勤務に対する特別勤務手当の額を園長は5,000円、副園長は4,000円と規定いたします。この規定の例外として、第3条第2項に、週休日または休日に勤務した場合において、引き続き午前0時以降も勤務した場合は、週休日または休日に勤務したことに対する手当のみを支給することを規定するものでございます。

なお、これらの改正につきましては、平成27年4月1日施行で行うものでございます。

続きまして、第31号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。恐れ入りますが1枚おめくりください。勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の改正内容につきましては、前述の管理職特別勤務手当の改正に伴う様式の変更でございます。1枚おめくりください。第3号様式の第1面、右側のところに管理職員特別勤務手当の記入欄がございます。そこに新たに、午前0時から午前5時までの勤務についての記入欄を新たに設けるものでございます。この改正につきましても、平成27年4月1日から施行することとなります。

続きまして、第32号議案、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。初任給、昇格及び昇給等に関する規則の改正内容につきましては、当規則第10条第2項におきまして定める昇給抑制について、懲戒処分を受けたものにつきましては昇給が5号昇給、または6号昇給のものであっても、4号昇給とみなした上で昇給を抑制するように変更する改正でございます。

新旧対照表をごらんください。1枚おめくりいただけたらと思います。この改正につきましては、公務における信賞必罰も人事管理を徹底する観点から見直すものでございます。

この改正は、平成28年4月1日から施行することを提案するものでございますが、平成27年度中に懲戒処分を受けたものに対して適用いたしますことから、現時点での公布が必要でございます。

以上、第30号議案から第32号議案まで一括してご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長	<p>ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第19、第33号議案「東京都北区立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
生涯学習・スポーツ振興課長	委員長
檜垣委員長	生涯学習・スポーツ振興課長
生涯学習・スポーツ振興課長	<p>私からは第33号議案、東京都北区立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明をしたいと思います。</p> <p>3ページをお開きいただければと思います。説明欄でございます。本規則改正につきましては、東京都北区立体育施設条例の一部改正に伴いまして、ランニングステーションの使用に関して定めるため、この規則案を提出するものでございます。</p> <p>4ページ以降の新旧対照表をごらんいただければと思います。今回の規則改正の内容は大きく3点ございます。まず1点目でございます。4ページの中ほどでございます、第3条第8項第3号でございます。第2項及び第3項に掲げる以外の体育施設、括弧のところでございます。ランニングステーションを除くという記載を追加させていただくものでございます。こちらにつきましては、通常、体育施設につきましては事前の申し込み、申請をいただきまして、使用承認をしているところでございますけれども、こちらの施設は、当日窓口にご本人がいらっしゃって申し込みの手続をするということで、それから除外するというところをこちらで記載をさせていただいております。</p> <p>2点目は、同条第15項でございます。こちらについては、このランニングステーションの使用に関しての内容でございます。料金の支払い等でございます。ランニングステーションを使用しようとするものは、使用受付時間内に使用料を納付し、使用券（第二号様式（3））の交付を受けることにより、その承認を受けたものとするところで、事前申し込みではなく、当日、使用時間内に窓口でいらっしゃって、使用料をお払いいただきまして、使用券を交付をいただくことにより承認を受けたものとするという手続の話でございます。</p> <p>3点目は、その左ページ、5ページの別表第1の記載でございます。赤羽スポーツの森公園競技場のランニングステーションの欄、線が引いてあるところでございます。こちらのランニングステーションの使用時間、受付時間を記載させていただいております。この3点につきまして、規則のほうで定めさせていただくものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくご審議のほうをお願いいたします。</p>
檜垣委員長	<p>本件について、ご質疑またはご意見はございますか。</p> <p>（質疑・意見なし）</p>

檜垣委員長	<p>それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
檜垣委員長	<p>ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第20、第34号議案「「北区教育ビジョン2015」の策定について」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	委員長
檜垣委員長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、第34号議案、「北区教育ビジョン2015」の策定について、ご説明させていただきます。1枚おめくりいただきたいと思います。平成25年5月29日に下命を受けました、「北区教育ビジョン2010の改定の検討」につきましては、事務局内に検討委員会及び作業部会を設け、また、委員の皆様にもご出席いただきましたが、学識経験者や教育に係る関係団体等から知見、意見をいただき、「北区教育ビジョン2015(素案)」を策定いたしました。また、素案に対しパブリックコメント等を実施し、広く区民等からの意見をいただきました。このたび、これらの手続を経て「北区教育ビジョン2015」として確定することについてお諮りいたします。</p> <p>恐れ入ります。別紙、こちらをごらんいただけますでしょうか。素案から最終案への主な変更点です。変更点は内容にかかわるものではなく、文言の整理をさせていただいております。また、先日パブリックコメントのご報告のときにお話をさせていただきましたが、パブリックコメントにより変更となった点はございませんでした。</p> <p>今後の予定ですが、ご承認いただいた後、製本し、学校等関係機関に配付したいと考えております。また5月下旬にくおんの特集号で、教育ビジョン2015について広く広報をいたします。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
加藤委員長	本件について、ご質疑またはご意見はございますか。
森下委員	委員長
檜垣委員長	森下委員
森下委員	<p>感想ですけれども、大変いいものができ上がったというふうに思います。特に学校教育等に関するところでは、現場に行ったときに、例えば30、31のところ、施策の展開がわかりやすく記載されておりまして、カラーで、うまくつくられておりますし、</p>

新規事業等も記号等でわかりやすく記載されておりますので、非常に現場の先生方も活用しやすいというか、確認しやすいものができ上がったなというふうに思います。またその前のページの29ページでは、今回の柱が非常によくわかり、さまざまところでこれらを挨拶の中ですとか、文言の中に入れながら、今後浸透していくといいなと思っています。お疲れさまでした。

檜垣委員長 ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。

森下委員 委員長

檜垣委員長 森下委員

森下委員 もう1点、以前も申し上げたところですが、平成27年度の教育委員会の評価がどのような形でなされるかわかりませんが、これが主となるわけですから、その評価のあり方を今後検討していただければありがたいと思います。以上です。

教育政策課長 委員長

檜垣委員長 教育政策課長

教育政策課長 評価につきましては、前の教育委員会でもお話をさせていただきましたが、今、委員のほうから出ましたように、今後、北区教育ビジョン2015にあわせて評価をしていくようになりますので、評価の方法につきましては、他区の状況等を調査いたしまして、北区としてどのような報告書を出していったらいいのかを考えさせていただきたいと思っております。

檜垣委員長 ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。

それでは檜垣ですけれども、森下委員と同じく、大変読みやすくわかりやすい教育ビジョン2015ができ上がったと思います。本当に事務局の皆様に御礼申し上げたいと思います。

ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長 それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第21、第35号議案「東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第35号議案、東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事についてお諮りいたします。

これから申し上げますものを推薦いたしますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

それでは1枚おめくりいただきたいと思います。まず、部長級でございます。事務局次長、田草川昭夫、再任用です。次に、事務局参事です。登利谷昭昌、再任用ですが、会計管理室長からの転任です。次に、学校適正配置担当部長、木村浩、保育課長からの昇任です。

続きまして、総括課長級です。教育政策課長は登利谷参事事務取扱となります。中央図書館長、山本三雄、昇任です。

次に課長級です。教育未来館長は教育政策課長が兼務いたします。生涯学習・スポーツ振興課長、堀田哲二、高齢福祉課長からの転任です。

以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

（質疑・意見なし）

檜垣委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

檜垣委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第22、第36号議案「東京都北区立幼稚園長・副園長の人事について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

委員長

檜垣委員長

教育指導課長

教育指導課長	<p>それでは、私から第36号議案、東京都北区立幼稚園長・副園長の人事について、ご説明申し上げます。</p> <p>恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、東京都北区立幼稚園長及び副園長の人事につきましてごらんいただけたらと思います。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条の規定によりまして、このような形で発令されるよう推薦を申し上げるものでございます。</p> <p>まず、たきさん幼稚園長でございますが、奈良部健治先生でございます。奈良部健治先生は、再任用校長でございますので、1年更新でございます。引き続き滝野川第三小学校の校長ということで、たきさん幼稚園長の兼務となります。ですので、実際には人事上の異動はございません。</p> <p>続きまして、副園長職でございます。うめのき幼稚園主任教諭、高沢ゆみか先生は昇任で、うめのき幼稚園副園長となります。また、じゅうじょうなかはら幼稚園主任教諭、篠澤恵理先生が昇任でたきさん幼稚園の副園長となります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
檜垣委員長	<p>本件について、ご質疑またはご意見はございますか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
檜垣委員長	<p>それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
檜垣委員長	<p>ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第23、第37号議案「東京都北区立清水小学校と東京都北区立第三岩淵小学校の統合校の校名(案)の決定について」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
学校適正配置 担当課長	委員長
檜垣委員長	学校適正配置担当課長
学校適正配置 担当課長	<p>それでは、第37号議案、東京都北区立清水小学校と東京都北区立第三岩淵小学校の統合校の校名(案)の決定についてご説明いたします。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、説明欄をごらんください。東京都北区立学校の適正配置を推進するため、本件を提出するものでございまして、具体的には清水小学校と第三岩淵小学校の統合校の校名をご決定いただくものでございます。</p> <p>もう1枚おめくりいただきまして、参考資料をごらんください。1、清水小学校・第</p>

三岩淵小学校統合推進委員会における統合校の校名（案）の協議経過でございます。平成26年10月30日に、両校のPTA並びに地域からご推薦をいただきました委員、また小学校の校長先生、副校長先生、主幹教諭の先生の22名の委員で構成いたします。統合推進委員会を立ち上げ協議を開始したところでございます。委員長、副委員長については、こちらにお示しのとおりでございます。なお、今回ご審議をいただきます。統合校の校名につきましては、委員会の下に校名等検討部会を設置いたしまして、委員会に提案する校名案についてご検討いただくこととしております。

11月20日の第1回校名等検討部会におきまして、新しい学校名の検討のために両校の児童とその保護者、並びに通学区域内の地域の方を対象にアンケートを行うことを決定いたしました。12月5日から25日までの間、アンケートを実施いたしました。アンケート結果でございますが、応募件数329件、校名の候補が134校ということでしたところでございます。

平成27年2月5日に第2回校名等検討部会を行いまして、アンケート結果を基に検討した結果、「西が丘」を全会一致で選定いたしました。3月19日の第2回統合推進委員会におきましては、部会での検討結果を受けまして、統合推進委員会方針として、統合校の校名案を全会一致で西が丘とすることに決定をいたしました。

2の校名（案）に関する統合推進委員会方針でございます。清水小学校と第3岩淵小学校の統合校の校名案を西が丘とするというものでございます。

3、校名（案）とその選定理由でございます。西が丘、統合新校の所在地である「西が丘」を校名とすることで、学校の場所を多くの人にわかってもらえる。また、「西が丘」にはナショナルトレーニングセンターや国立西が丘サッカー場などの全国的に著名な公共施設が多く所在し知名度が高い。さらに、「西が丘」という校名は響きもよく、明るい希望が持てる。次代を担う子どもたちにとって親しみやすく、これからも地域とともに歩いていくという思いを込め、西が丘を校名とするの理由でございます。

裏面には参考といたしまして、東京都北区立学校第九次適正配置方針を掲載してございますので、後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

森下委員

委員長

檜垣委員長

森下委員

森下委員

西が丘の町民としましても、また歴代の校長ということで、大変いい名前が決められたなというふうに思っております。それに対しては異議ございません。

ただ、3番目の校名（案）の理由のところ、私が認識不足だと訂正してください。西が丘、今は国立西が丘サッカー場と言わないで、味の素スタジアムとか言のではなかったでしょうか。すみません、教えてください。

それともう1点、下から2行目の、今、課長のご報告では、次代を担う子どもたちに

とって親しみやすくとおっしゃったのですが、ここには「とつても」と書いてありますので、これが子どもたちにとつても親しみやすくともとれます。だから、反対にいまおっしゃったように、次代を担う子どもたちにとつてで、切るというか、「も」が要らないのではないかと思います。私はそのように読み解釈しました。2点よろしく願います。

学校適正配置
担当課長

委員長

檜垣委員長

学校適正配置担当課長

学校適正配置
担当課長

1点目、国立西が丘サッカー場の名称でございますが、委員ご指摘のとおり、現在は味の素フィールド西が丘（西が丘サッカー場）ということでございますが、企業名が入っているということで、今回の統合推進委員会の校名の選定理由といたしましては、通称といいますか、昔からなじみのある西が丘サッカー場という形にさせていただいたところでございます。

2点目でございます。実際に統合推進委員会のほうからの選定理由の中では、次代を担う子どもたちにとつても親しみやすくということでございます。私のほうが読み上げるときに、「も」が抜けたところございますが、あくまでも理由でございますので、とつてもと、イントネーションの違いで取り方が少し違くはなっていますけれども、皆さんにとって親しみやすいという気持ちで考えさせていただいたところでございます。

以上でございます。

檜垣委員長

森下委員

森下委員

2点、よくわかりました。ありがとうございます。

檜垣委員長

ほかに、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、報告事項に移ります。

日程第24、報告第22号、樹木健全度調査の結果（速報）について、事務局から説明をお願いします。

学校改築施設
管理課長

委員長

檜垣委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設
管理課長

それでは、報告第22号、樹木健全度調査の結果（速報）についてご報告させていただきます。

恐れ入ります。1枚おめくりください。全国の公共施設等で散見されました倒木、枝の落下等により歩行者等がけがを負う事故を受けまして、全区立小中学校、幼稚園を対象に実施いたしました樹木の健全度調査の結果が速報としてまとめましたので、ご報告させていただきます。

まず1番の調査内容でございます。（1）として、調査施設は全ての区立小・中学校及び幼稚園でございます。

（2）としまして、調査の対象ですが、およそ地上1.2メートルの位置で幹回りが30センチを超える樹木を対象としてでございます。

（3）として、調査方法でございます。受託事業者（造園技師）によりますが、造園技師による目視点検と、同点検により健全性が疑われる樹木につきましては、樹木医が改めて精密診断を実施してございます。

2の調査結果でございます。校種別健全度別樹木本数を表にしてお示ししてございます。小学校、中学校、幼稚園とございますが、横の軸にA、B、Cというふうにランクが書いてございます。このランクの説明が下の表にございまして、健全度をあらわしてございます。Aのランクが一番健全度が高く、危険性がない、処置の必要性はないというものです。以下、B、C、D-1、D-2、Eというふうに健全度が悪いように並んでございまして、D-2は、健全度が低く危険性があり、何らかの処置の必要があるもので、D-1よりもさらに健全度が低く、将来的には立ち枯れが予想され伐採したほうがよいというものです。またEは完全に枯れており、伐採の必要があるというものでございます。

上の表にお戻りをいただきまして、全部の樹木の本数が、まず合計で小・中・幼稚園あわせて5,412本ございました。直近の調査では学校の用務職員、事務職員の協力を得て、平成22年に調査してございますが、このときに5,045本でしたので、学校が適正配置等により減少してはいますが、樹木の成長やもしくは数え漏れ等が、今回しっかり拾えまして、400本近く樹木の本数としては増えてございます。先ほどご説明しましたランク別にいたしますと、BとCを合わせて5,000本強でございます。健全性としては問題がないものが中心でございますが、先ほどご説明いたしました危険性があるもの、D-2とEは、あわせて143本の樹木が該当してございます。また、一番下の表、Eより下のところでランク外としてございますが、危険性が非常に高く迅速な処置が必要なものについては、調査と同時にその場で伐採をしてございます。

恐れ入ります。裏面をごらんください。今後の対応でございますが、まず安全対策といたしまして、調査結果によりD-2及びEと診断された計143本につきましては、現状赤いテープを樹木に巻きつけ、見分けがつくようになってございます。この樹木に

つきましては、学校と調整しながら順次伐採をしてございます。また(2)としまして、財産管理等です。今回の調査により学校別におよそ地上1.2メートルの位置で幹回りが30センチを超える樹木の樹種、高さ、幹回り等を記載した樹木台帳と樹木配置図を整備することができました。今後は本台帳と配置図を活用して、立木の財産管理を行うとともに、樹木剪定業務の効率化に役立てていきたいと考えてございます。

参考までに、樹木の多い小中学校を1位から3位までお示ししてございます。報告は以上でございます。

檜垣委員長	本件について、ご質疑またはご意見はございますか。
森岡委員	委員長
檜垣委員長	森岡委員
森岡委員	すみません、調査結果のD-1ですが、小学校が60本、中学校5本ありますよね。これは後で学校名は見られるのでしょうか。
学校改築施設管理課長	委員長
檜垣委員長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	お示した表は、全て学校別、樹種別に積み上げたものでございますので、お示しすることは可能でございます。
森下委員	委員長
檜垣委員長	森下委員
森下委員	1点質問させていただきます。この現在の調査とは直接関係ないかもしれませんが、樹木が多いということは、針葉樹であったり落葉樹であったりと、いろいろ交ざっていると思います。そうすると、例えば落葉樹の場合、秋になると落ち葉がとても多い学校があったりして、その落ち葉も校内に落ちる場合と道路等に落ちる場合とかがあると思います。その場合、清掃については、おそらく主事さんがやったり、あるいは学習の一環として子どもたちが落ち葉掃きをしたりとか、さまざまな教育活動に組み入れている場合もありますけれど、区として、そういう場合主事さんの手に負えない場合は、清掃の方を派遣するとか、何かしら処置をなさっているところはあるのかどうかを、お尋ねしたいと思っております。

学校改築施設 管理課長	委員長
檜垣委員長	学校改築施設管理課長
学校改築施設 管理課長	ご質問の落ち葉の清掃のために特別の方々を派遣するようなことがあるかということですが、実際にはございません。用務の職員の方を中心に清掃をしていただいているというのが実態でございます。
嶋谷委員	委員長
檜垣委員長	嶋谷委員
嶋谷委員	先日、小学校の卒業式で、ちょうどこの木が枯れていると教えていただいたばかりなのです。桜の木だったのですけど、枝がかなり広がっていました。もしこの木が倒れてきたら危ないなと思ったばかりでしたので、なるべく早く伐採していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。
檜垣委員長	ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
檜垣委員長	ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。次に、日程第25、報告第23号、東京都北区立十条富士見中学校に係る行政財産使用許可について、事務局から説明をお願いいたします。
学校改築施設 管理課長	委員長
檜垣委員長	学校改築施設管理課長
学校改築施設 管理課長	それでは報告第23号、東京都北区立十条富士見中学校に係る行政財産使用許可についてご報告させていただきます。 恐れ入ります。1枚おめくりください。初めに、今回の報告の経過をまとめてございます。十条富士見中学校の改築工事の際、同校の公開空地に下水道局が敷設いたしました公共下水道について、行政財産の使用許可及び使用料減免の申請が行われていないことが最近判明いたしまして、お示しの日付、平成27年3月16日付で改めて下水道局から申請があったところでございます。このため、使用開始日にさかのぼって使用を許可し、使用料を免除することとした旨の報告となっております。 本来、行政財産の使用許可申請につきましては、事前に教育委員会で議決をいただき

許可するところでございます。しかしながら、今回は今ご説明しました経過から、東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第2項の定めによりまして、教育長が専決処分をしてございます。今回のご報告は同規則第2条第3項の定めにより、教育長の専決処分を教育委員会に報告させていただくものでございます。

事業者からの申請行為がなかったとはいえ、現場で工事が行われていたわけでありまして、私ども事務局職員がしていなかったと到底言える事案ではございません。今後、このようなことがないように財産管理事務につきましては、十分留意してまいります。

それでは具体的な行政財産使用許可の内容をご説明させていただきます。1の申請者ですが、東京都下水道局西部第二下水道事務所長となっております。2の使用を許可する財産ですが、十条富士見中学校内の敷地1.07平米となっております。

3の使用目的ですが、公共下水道の敷設になります。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきますと、その使用を許可した場所が、ちょっと横になってございますが、右上の図、設置位置として黒い丸のある部分でございます。その左の図、さらに図面が込み入っていて恐縮ですが、道路下の下水道本管から十条富士見中学校敷地内の汚水枘との接続に要する用地分が使用許可面積となっております。

資料にお戻りいただきまして、4の使用許可期間は平成25年11月1日から平成28年の3月31日まで。5の使用料は免除となっております。

私からの報告は以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。次に、日程第26、報告第24号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、後援・共催に関しましてご報告申し上げます。今回は名義使用承認報告が4件、事業実績報告が7件です。

報告第24号を1枚おめくりいただきまして、初めに名義使用承認報告です。1件目は、駿台天文講座です。学校法人駿台学園の主催で、4月18日から28年3月19日の間、駿台学園視聴覚室ほかで実施されます。

2件目は、2015年第43回夏休み児童・青少年演劇フェスティバルです。日本児童・青少年演劇劇団協同組合の主催で、7月21日から8月9日で、全労済ホール等で実施されます。詳細は後ほど別紙1をごらんいただければと思います。

おめくりをいただきまして、3件目です。NPO法人れっど★しゃっふる主催 平成27年度上半期事業プログラムです。特定非営利活動法人れっど★しゃっふるの主催で、4月1日から9月30日までの間、赤羽岩淵中学校体育館ほかで開催されます。

4件目は、平成27年度北区民釣大会等事業です。北区釣魚連合会の主催で、お示しの日程でお示しの場所で開催されます。

続きまして、事業実績報告ですが、お示しの7件です。ご覧いただければと思います。

以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第3回教育委員会臨時会を閉会いたします。